

# 子どもの元気！農山漁村で育むプロジェクト小委員会

## 中間取りまとめ

平成25年12月19日

### 【はじめに】

「子ども農山漁村交流プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）は、子供の教育、農山漁村地域の活性化の両面の観点から推進され、この間、平成20年度からの学習指導要領に集団宿泊活動が位置付けられたことにより、公立小学校5年生の約9割が自然に親しむ宿泊体験活動を実施するなど、一定の成果が得られた。しかしながら、民主党政権時代に事業仕分けの一環で関連の予算が大幅に削減されたことにより、現場の混乱やプロジェクトの進展が阻害されることとなった。

「子どもの元気！農山漁村で育むプロジェクト小委員会」は本年6月、農林部会、総務部会、文部科学部会の3部会合同で設置され、これまで7回にわたって関係省庁や実際に子供の農林漁業体験等に取り組む小学校、地方公共団体、農山漁村地域の協議会、コーディネート団体などから実情を聞くとともに、子供の農山漁村交流のあり方について議論を重ねてきた。

これまでの議論、検討を踏まえ、以下の通り「中間取りまとめ」を行う。

### 1. プロジェクトの意義・効果等について

プロジェクトは子供の五感を研ぎ澄まし、生きる力の育成、他人を思いやる心や社会性、自主性、創造性を育む効果がある。また、実際に農林漁業の現場を体験、見学することで、食への感謝の念や理解を増進させるほか、応用力・表現力・読解力の向上などにもつながっており、教育上極めて有意義である。さらに子供だけでなく、プロジェクトに取り組む教職員の間にも、自然体験活動などに対する認識の高まりが見られる。

一方、受け手である農山漁村においては、「受け皿」として機能するために地域の絆が復活し、住民の連帯感や自らの地域に対する誇りや自信の醸成につながっている。また、受け入れた学校の文化祭で農産物販売や家庭との産直販売につながるケースもあり、生き甲斐ややり甲斐、さらには後継者の確保、雇用の創出など地域の活性化にも寄与している。

これらは「都会の子供達にふるさとをつくる取り組み」ということができると同時に、教育交流を通じて都市の活力を農山漁村に引き寄せる観点で「アベノミクスの地方への還元のツール」としても期待できる。

なお、制度化と並行して上記のような教育、農山漁村の活性化の両面の効果については、定量的な評価をしていく必要があるとの意見が出された。

## 2. プロジェクトの対象範囲について

原則として全ての小学校でプロジェクトに取り組むことが求められる。なお、私学は建学の精神があり一律的な対応は難しいと考えられるが、それに準じた対応が期待される。その際、小学5年生は1週間程度、他都道府県など遠距離において実施し、小学4年生は市町村内など近距離において短期で実施するなど、トータルパッケージとして実施することも必要である。また、小学生のみならず、中学生も対象とするなど、対象者や取組方法にバリエーションがあってもよい。

プロジェクトの推進にあたっては、学校単位の取組と山村・離島留学といった個人の取組について、区分して考える必要がある。また、学校教育における取組とともに、自治会などが実施する夏休み等を利用して行う体験活動に関する支援等も推進する必要がある。

## 3. プロジェクトの推進について

### (1) 制度・仕組み

家庭環境や地方公共団体の財政力によって過度な差異が生じないように、自主財源が豊かな地方公共団体以外の地域に住む子供達にも宿泊体験活動の機会が与えられる必要がある。このため、根拠となる法律の制定による制度化や地方公共団体などへの財政的な支援が必要である。

子供が教育課程において、より一層、農山漁村において自然体験や農林漁業体験等の活動ができるよう、学習指導要領に基づき、学校がプログラムを更に充実するようにするとともに、学習指導要領の記述についてもより充実させるべきである。また、プロジェクトに対する教員の理解や活動の仕方の習得のため、教員養成課程で体験学習を取り入れることも検討すべきである。

プロジェクトを効率的かつ効果的に実施するため、事業推進の窓口の一元化や事業の核となる組織・団体を明確にするなど、分かりやすい仕組みを構築することが必要である。さらに人材の育成、出し手側と受け手側のネットワーク形成、ノウハウの標準化、データ蓄積（優良事例を関係者間で情報共有することを含む。）、リスクマネジメントの強化などを司る組織・団体が必要である。

## (2) 体験活動期間

より高い教育効果を得るためには、少なくとも1週間程度の宿泊体験が必要だが、教職員への負担といった学校側の課題や、過疎化・高齢化などによる人手不足といった農山漁村側の課題などもあり、1泊又は2泊程度の体験活動も多く見られる。さらには、半日体験というスケジュールによりプロジェクトを推進している地方公共団体もある。

このような実態を踏まえ、学校や地域の状況に応じて体験活動期間を決めることや、農林漁家などへの民泊と民間宿泊施設を組み合わせるなど弾力的な取組が必要である。

## (3) 体験活動の受入先

都会の子供達は農山漁村で体験学習をすべきだが、一方、地方の子供達の体験活動はどうすべきか考える必要がある。その際、都市と農山漁村の交流だけでなく、農村の子供達が漁村に行くなど、自然的・社会的立地条件が異なる地域（農山漁村）間との交流という観点も必要である。

体験活動先を近距離にするか、遠距離にするかは、双方の事情を考慮した上で決定する必要がある。

近距離であっても、自分の地域の良さや課題を発見できることや地域の中で人間的な繋がりが構築できるといったメリットがある。一方、遠距離の場合、子供達がホームシックを乗り越えるといった効果が期待できる反面、事前の打合せや下見など、実施に際して教職員の負担が重いことや、病気や事故の場合に保護者がすぐに対応できないといったデメリットがある。

## (4) 出し手側（学校）に関する事項

プロジェクト推進にあたっては、出し手である学校側の理解を得ていくことが必要になる。特に、地域関係機関との打合せ、保護者への説明、事前・事後学習、体験活動（引率）といった取組の全てにかかわる教職員の業務軽減措置を講ずること（引率教職員の代替人材の確保、教材開発員、生活指導員の配置等）が必要である。

全ての小学生が農山漁村での自然体験活動などを実施できるようにするためには、費用の個人負担への支援などを検討する必要がある。また、子供達に対する高い教育効果を考慮すれば、修学旅行に代えて、あるいはその一環として、農山漁村における宿泊体験活動を実施すべきとの意見が出された。

なお、体験活動中の携帯電話等の取扱について検討が必要との意見が出された。

#### (5) 地方公共団体・財源措置に関する事項

プロジェクトの推進にあたって、地方公共団体が人的・金銭的に自然体験や農林漁業体験等の取組を支援するとともに、教育委員会などの関係機関や農山漁村の受入協議会などから構成される推進協議会において出し手側・受け手側のニーズを紹介するなど、活動に一層の充実を図ることが必要である。また、地方公共団体とコーディネート組織が一体となり、地域住民と連携して取り組むことが重要である。

プロジェクトに要する費用負担については、国だけでなく、都道府県、市町村で負担する方法を考える必要がある。その際、現在講じられている特別交付税措置について更なる普及を図るほか、制度化に伴い、普通交付税に需要額を算入することも検討すべきではないか。

#### (6) コーディネーターに関する事項

プロジェクトの推進にあたり、出し手側（学校）は、関係機関との打合せなどにかかる教職員の業務を軽減することが不可欠であり、受け手側（農山漁村地域）は、広報・営業機能が弱く、出し手側（学校）の開拓が十分にできていない状況にある。したがって、出し手側と受け手側とのマッチングやコーディネートなどを行う支援組織の育成が極めて重要である。

#### (7) 受け手側（農山漁村）に関する事項

受け手側の体制整備の一層の充実及びその支援が重要である。その際、寄宿舎の整備、地域の既存の宿泊施設の活用などを体系的に考える必要がある。また、一生懸命子供達をもてなそうとするあまり、負担を感じることもある。普段の姿で接することが長続きの秘訣である。また、一斉に受け入れるよりも、年間で平準化して受け入れる方が受け入れやすい場合もあり、地域の実態に即した等身大の受入を心がけることが重要である。

過疎化、高齢化が進む中、インストラクターなど新たなプロジェクトの担い手の育成が不可欠である。その際、研修などの実施により、子供に農山漁村の生活などを分かり易く伝える技術を習得させる必要がある。また、「地域おこし協力隊」や「田舎で働き隊」など外部人材の活用も考えられる。

子供の受け入れにあたっては、事故やアレルギー問題など安全面へのきめ細かい配慮が必要であるとともに、個人情報保護について丁寧な対応が必要である。

#### 4. 当面の関係省庁の連携と取組みについて

これまで、関係各省庁がそれぞれの政策手段を通じてプロジェクトを実施してきたが、この取組みを法律上の制度として仕組むとともに、このプロジェクトが完全な形で制度化される前段階において、当面、関係省庁においては以下の方向で、一層の連携を強化し、重厚な取組みの推進を強く期待する。

文部科学省は、平成 20 年度の学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、体験活動をより効果的に実施できるよう、集団宿泊活動の取組の在り方について教育委員会や学校に示していくとともに、農山漁村等においてプロジェクトがより円滑に実施できるよう財政的な支援の充実を図ること。

農林水産省は、子どもを受け入れる農山漁村地域の宿泊体験施設等の整備や、農林漁家の育成、農林漁業体験プログラムの開発など受入体制の整備を一層支援すること。また、受入地域における活動を促進するため、「田舎で働き隊」など外部人材の更なる活用を支援すること。

総務省は、「農山漁村の元気を都市に、都市の活力を農山漁村に」の観点から、このプロジェクトを始めとして都市と農山漁村の交流・連携を推進し、活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現を図ること。また、特別交付税措置等により、地方公共団体への支援を充実すること。

このほか国土交通省観光庁、文部科学省文化庁、環境省などの関係省庁においても、幅広く連携しプロジェクトをバックアップすること。

以上